

「川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」の 改正案について御意見を募集します

川崎市では、「川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」の規定に基づき、一定規模以上の建築物の新築、増築等を対象に、建物の規模や用途、また用途地域などに応じて基準値を定め、自動車、荷さばき車及びバイクにそれぞれの駐車施設の附置を義務づけています。

本市ではこの度、駐車場法施行令の一部改正に伴い、一定規模以上の新築共同住宅に対して荷さばき自動車用駐車施設の附置を義務付けるため、川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例及び施行規則の一部を改正する案について、12月3日から1月7日まで市民の皆様からの御意見を募集します。

1 意見の募集期間

令和 7 年 12 月 3 日(水)から令和 8 年 1 月 7 日(水)まで

※郵送の場合は、当日消印有効です。

※持参の場合は、令和 8 年 1 月 7 日(水)午後 5 時 15 分までとします。

2 閲覧場所

川崎市ホームページ	かわさき情報プラザ (川崎市役所本庁舎復元棟2階)	各区役所 (市政資料コーナー)
支所・出張所・図書館(本館・分館)	市民館(本館・分館)	教育文化会館
まちづくり局交通政策室(川崎市役所本庁舎19階)		

川崎市ホームページ URL

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/500/0000182277.html>



市ホームページ
(パブリックコメント)

3 意見の提出方法

郵送、持参、FAX、あるいは上記市ホームページに掲載の専用フォームのいずれかで提出

※意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名」、および「連絡先(電話番号、FAX 番号、メールアドレス又は住所)」を明記してください。また、電話や来庁による口頭での御意見は受け付けません。

【提出先】〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

川崎市まちづくり局交通政策室(川崎市役所本庁舎 19 階)

FAX 044-200-0984

※お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、御意見とそれに対する本市の考え方を取りまとめた後日ホームページ等で公表する予定です。

※意見書の氏名及び連絡先等は、意見内容を確認させていただく場合があるため、記載をお願いするものです。他の目的には利用せず、適正に管理します。

問合せ先
川崎市まちづくり局交通政策室 藤堂
電話 044-200-2762

川崎市建築物における駐車施設の 附置等に関する条例(改正案) について御意見をお聞かせください

意見募集期間: 令和7年12月3日(水)～令和8年1月7日(水)

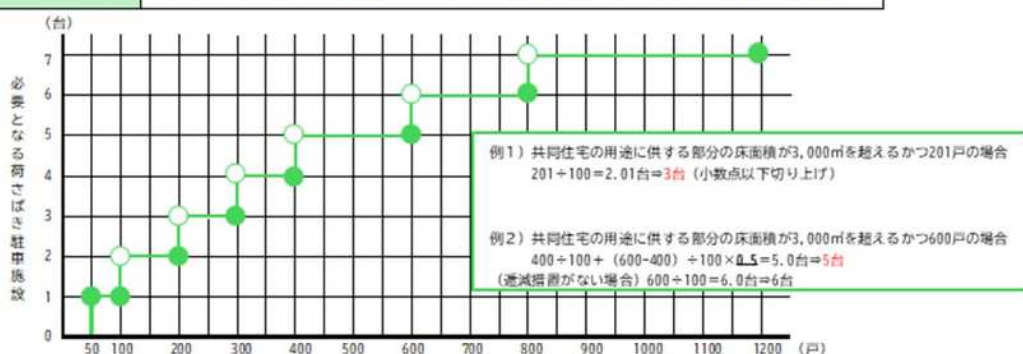
一定規模以上の新築共同住宅に対して、荷さばき自動車用駐車施設の附置の義務付けを予定しています。

(1) 共同住宅への荷さばき自動車用駐車施設の附置義務化

近年の超高層住宅の増加や宅配需要の増加等の社会経済状況の変化により、共同住宅の新築等による外部からの駐車需要が大きくなっていることから、**共同住宅に対して荷さばき自動車用駐車施設の附置義務を追加**します。

なお、共同住宅の一般車用の駐車施設の附置義務台数に変更はありません。

対象区域	商業・近商	周辺地区等
対象建築物	共同住宅の用途に供する部分の床面積が2,000㎡を超えるかつ50戸以上の場合	共同住宅の用途に供する部分の床面積が3,000㎡を超えるかつ50戸以上の場合
基準値(原単位)	100戸毎に1台(小数点以下切り上げ)	
逡減措置	400戸以上の共同住宅には逡減措置を設ける 400戸以上、800戸以上でそれぞれ0.5、0.25倍に逡減	



(2) 荷さばき自動車用駐車施設の車高に係る基準の変更

これまで、荷さばき自動車用駐車施設は、通常都市内での貨物の運搬に利用される貨物車を想定し、地面から天井の最も低い部分(はり下)までの高さを3メートル以上としていましたが、近年は配送効率を重視して車高が高くなっており、近年の市街地の配送において一般的に使用されている車両(2トン車)の規格を踏まえ、**はり下高さを3.2メートル以上**とします。

